



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

グローバル

2017年11月1日

マネーを考える: 仮想通貨 その2

今回は仮想通貨の派生商品についての最近の動向について述べます。当局の認可待ちですが、CMEがビットコインを対象とした先物を年内に上場する可能性が公表されました。

ビットコイン先物: 米CMEが年内上場を目指すも、CFTCの認可待ち

世界最大手の派生商品(デリバティブ)取引所運営会社の米CMEグループは2017年10月31日、17年末までにビットコイン先物を上場する計画であることを発表しました。CMEは約1か月前に同様の計画を却下したばかりです。年初から価値がすでに6倍以上に膨らんでいるビットコインは、CMEの発表を受けて過去最高値を更新しました(図表1参照)。

どこに注目すべきか:

ビットコイン先物、CME、BRR、CBOE

今回は仮想通貨の派生商品についての最近の動向について述べます。当局の認可待ちですが、CMEがビットコインを対象とした先物を年内に上場する可能性が公表されました。CMEの公表内容で注目したのは次の点です。

まず、最初に注意点として、CMEはビットコイン先物の年内上場計画を公表しただけで、実現するには米商品先物取引委員会(CFTC)の承認待ちとなっている点です。

次に、CMEのニュースリリースによると、ビットコイン先物の概要は、CMEとクリプト・ファシリティーズが毎日算出するドル建てのビットコイン参照価格(BRR)を対象とする意向です(図表2参照)。CMEとクリプト・ファシリティーズは既に2016年11月よりBRRを算出しています。CMEの資料によると、BRR算出のため価格提供を行っているのは現在4社で、各社が提供する価格のうち、CMEが設定した条件を満たす価格に基づき取引額加重で計算期間の平均を求め、参照値を算出するフローがBRRのイメージです。

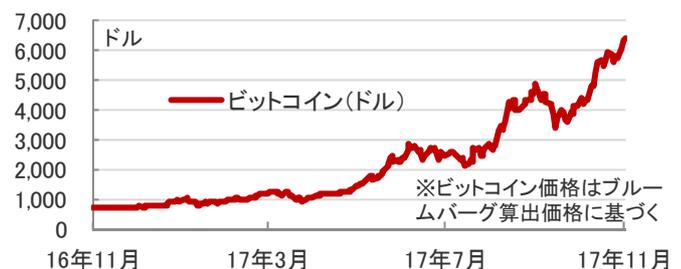
CMEはビットコイン価格に基づいて算出されるBRRを対象とした先物の上場を目論んでいます。先物となると、証拠金や、限月など、取引の仕組みや、市場の変動性が急変したときの取引停止などのルールが必要となります。CMEは先物の詳細については公表を控えています。

ところで、CMEは以前はビットコインを取り扱うことに消極的でした。CMEの方針変更の背景は仮想通貨全体の市場規模

(CMEによると1720億ドル、ビットコインはそのうち940億ドル)が急拡大していること、ライバルのシカゴ・オプション取引所(CBOE)を運営するCBOEグローバル・ホールディングスが今年8月にビットコインの先物を年内もしくは18年初めの上場を目指して申請待ちであることを意識したと思われる。仮にビットコインの派生商品が承認され、上場となれば、仮想通貨取引に冷やかな機関投資家も、マネーロンダリング(資金洗浄)や顧客確認(KYC)ルールなどの整備、ヘッジ手段の多様化などから関心を示す可能性もありますが、まずは慎重に情報収集することが必要でしょう。

図表1: ビットコイン価格の推移

(日次、期間: 2016年11月1日~2017年11月1日(日本時間正午))



出所: ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

図表2: CMEのビットコイン参照レートの内容

項目	内容
名称	CME CF Bitcoin Reference Rate(ビットコイン参照レート)
管理会社	英ビットコイン取引会社クリプト・ファシリティーズ
算出機関	クリプト・ファシリティーズ
価格公表	ドル価格を1日1回、参考基準レートとして発表
算出方法	特定時間帯(ロンドン午後3時から4時)の主要ビットコイン取引所の取引状況を集約して算出
取引単位	0.01米ドル

※現在の価格提供はビットスタンプ(Bitstamp)、ジーダックス(GDAX)、イットビット(itBit)、クラケン(Kraken)とCMEは発表している

出所: CMEのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。